

# キャットヘルスケアクラブ会員規約

## 第1条（規約の適用）

1. この規約は、イオンペット株式会社（以下「当社」といいます。）が運営するキャットヘルスケアクラブ（以下「本クラブ」といいます。）について規定するもので、当社は、この規定に従い、本クラブの入会者に対して、本クラブを構築する各種のサービスを提供するものとし、
2. 当社が提供する本クラブのうち、第3条各号に定めるサービスについては、本規約とは別に利用規程（パンフレット・リーフレット等の各種ツール類及び加盟施設手続きマニュアル等を指します。）を定めることができるものとし、利用規程と本規約との間に抵触が生じた場合は、利用規程が優先して適用されます。

## 第2条（定義）

1. 本規約における定義は以下の通りとします。
  - ① 会員とは、本規約を承認のうえ、当社に本クラブ入会の申し込みを行い、当社が入会を承認した方（法人、団体等は含みません。）を意味します。
  - ② 加盟施設とは、当社が提供する本クラブの運用を委託している個々の動物病院を意味します。
  - ③ 登録施設とは、会員が本クラブへの入会の申し込みを行った加盟施設を意味します。
  - ④ 受入施設とは、会員が登録施設以外で本クラブの提供を受けることのできる、当社が定めた加盟施設を意味します。（具体的には、会員が転居等により、登録施設の移動を望む場合に、本クラブの提供が可能な移動先の加盟施設をいいます。受入施設につきましては、会員の依頼により、当社が情報を提供いたします。）

## 第3条（本クラブを構成するサービス）

1. 本クラブにより、当社が会員に対して提供する具体的なサービス内容は、次のとおりとします。（以下総称して「本サービス」といいます。）
  - ① 年1回のペットドック（全身身体検査、尿検査、血液検査、超音波検査、レントゲン検査、便検査）  
※お手軽検査には超音波検査及び血液検査の項目である SDMA 検査は含まれません
  - ② ペットケアモニタの提供（入会時のみ・ペットケアモニタ付きプランに限る）
  - ③ 年2回の尿検査（ペットドックに含まれる尿検査を除く）及び検査に付随する診察料
  - ④ アラート通知受信後の動物病院からの架電相談
  - ⑤ 専用アプリ使用料
  - ⑥ 専用チップ一袋
  - ⑦ ペットシート1枚

## 第4条（本クラブの取り扱い）

1. 本クラブへの入会申し込みの受付は、加盟施設でのみ取り扱われます。又、本サービスの提供は、登録施設あるいは受入施設でのみ取り扱うものであり、会員は、登録施設、受入施設以外の当社動物病院に対して、本サービスの提供を求めることはできません。
2. 本クラブで発見された疾病の医療費は会員の負担となります。
3. 登録施設あるいは受入施設による本サービスの提供継続が困難となった場合、当社は、対象となる会員（以下「当該会員」といいます。）に対し、別の受入施設の紹介を行います。ただし、別の受入施設の紹介が困難であると当社が判断した場合、当社は、当該会員への本サービスの提供を、当該会員の承諾の有無にかかわらず終了させることができます。なお、この際の月額費用の支払いに関しては第7条第2項に従うものとし、
4. 会員は、本クラブにもとづく月会費等の支払いについて、本クラブへの入会申し込み時に次の方法を選択して支払うことを異議なく承諾するものとし、

- ① 会員は自らが指定した本人名義（第5条第3項1号2・3を除く）のクレジットカード（以下「登録クレジットカード」といいます。）にて決済する。（以下「登録クレジットカード支払システム」といいます。）

#### 第5条（本クラブへの入会申し込み及び支払システム）

1. 本クラブへの入会を申し込む方（以下「申込者」といいます。）は、本規約を承認のうえ、当社所定の申込書に必要事項全てを記入し、署名捺印のうえ、当社に提出します。
2. 申込者が満18歳未満の場合、親権者の同意を得て申し込むものとします。この場合、親権者はこの規約及び利用規程により生じる責任を申込者本人と連帯して負うものとします。
3. 申込者が月会費等の支払いについて、第4条第4項第1号規定の「登録クレジットカード支払システム」を使用する場合、次の第1号、第2号を適用します。
  - ① 本クラブへの申込者は、満20歳以上に限ります。ただし、以下に定める場合には、例外的に申込者となることのできるものとします
    - 1) 決済方法自動登録が可能な本人名義のクレジットカードを所有している満18歳以上の未成年者
    - 2) 本クラブにもとづく月会費等の支払いを、決済方法自動登録が可能な申込者の親権者名義のクレジットカード決済で行おうとする場合の、当該親権者の同意を得ることができるとする未成年者及び満20歳以上の学生
    - 3) 本クラブにもとづく月会費等の支払いを、決済方法自動登録が可能な申込者の配偶者名義のクレジットカード決済で行おうとする場合の、当該配偶者の同意を得ることができるとする者
  - ② 申込者は、入会申し込みと同時に、第7条規定の月会費を当社所定の方法により登録クレジットカード決済で支払うこととします。前号の2)に該当する未成年者が申し込みをする場合、親権者には、親権者である旨の確認をさせていただいたうえ、同意欄へ署名捺印をいただきます。

#### 第6条（会員登録）

1. 本クラブへの加入契約（以下「本契約」といいます。）は、当社が第5条に定める申込者の申し込みを承諾したときに成立します。申込者は本契約の成立後、本クラブの会員として次項により登録されるものとします。
2. 会員として当社に登録される日（以下「会員登録日」といいます。）は、月1回、毎月1日とします。前々月16日から前月15日までの間に、前項により申し込みを承諾された申込者の会員登録日は、当月1日となります。
3. 会員資格は、第4条第3項ただし書及び第16条に定める場合を除き、第7条規定の月会費をお支払いいただいている限りにおいて継続されます。なお、会員は原則として会員登録日から1年間は、本クラブの会員を退会できません。
4. 次のいずれかに該当する方には、入会の申し込みを受け付けられない場合があります。
  - ① 過去に本クラブ又は当社が実施したサービス等を不正利用したと当社が判断する方
  - ② 法律上財産の処分権に制限を受けている方
  - ③ その他、会員と認めることが適当ではないと当社が判断する方
5. 各都道府県において制定されている暴力団排除条例等の規制対象者（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当する方及び反社会的勢力と密接な関係を有すると当社が判断する方の入会はできません。

#### 第7条（月会費）

1. 本クラブの月会費は、別途案内に定めるとおりとします。会員は会員期間中、月会費及びこれに課される消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）を加算した金額を第5条規定の方法により当社に支払うものとします。
2. 月の途中で退会、本契約解除又は本契約が終了した場合でも、月会費の日割計算、返金はいたしません。

#### 第8条（遅延損害金）

1. 会員は、登録クレジットカードによる決済不能等により、月会費がカード会社から当社に入金されなかった場合、入金予定日の翌日から支払日に至るまで、年率 14.6%の遅延損害金を支払うべき代金等とは別に当社に支払うものとします。

#### 第9条（公租公課）

1. 会員は、名義のいかんにかかわらず、本サービスの提供、その他契約の締結及び履行等にかかわる一切の公租公課（各種税金等）を負担するものとします。

#### 第10条（費用等の負担）

1. 会員は、支払いを怠ったことにより、第5条第3項に定める方法以外で支払いをする場合かかる支払いに関する手数料等を負担することとします。

#### 第11条（会員情報の取得および利用）

1. 会員は、本クラブ入会の各種手続きおよび本クラブ利用を通じて当社が取得した当該会員の個人情報（以下「会員情報」といいます。）を、当社が別途定める「個人情報の利用等に関する同意事項」において記載する目的の範囲内で利用することに同意するものとします。

#### 第12条（秘密保持）

1. 当社は、本会員規約ならびに当社が定める「個人情報保護方針」に従って個人情報を取り扱うものとします。

#### 第13条（有効期間）

1. 会員資格の有効期間は、当社が第6条に基づき本契約が成立したと認定した日から、退会の時までとします。ただし、当社が本クラブの運営継続が困難と判断したうえで3か月の予告期間を定めて会員に通知した場合は同予告期間の経過をもって会員資格の有効期間は終了します。

#### 第14条（変更届け）

1. 会員は、その住所、氏名、自宅電話番号等に変更が生じた場合、速やかに、当社に申し出なければなりません。申し出のない場合において、当社からの通知が、会員に到達しないときは、通常到達すべきときに到達したものとみなします。ただし、変更の届け出を行わなかったことについてやむを得ない事情があると当社が判断した時は、この限りではありません。
2. 会員は、第4条乃至第5条において定めた方法による会費の支払い履行が困難となるときは、当社の承認を得たうえで、他の支払方法に変更しなければなりません。
3. 当社は、会員に対し、当社が必要と認めたときにはいつでも、本条第1項の定める届出事項について確認を求めることができるものとします。この場合、会員は速やかにその確認に応じなければなりません。

#### 第15条（退会）

1. 会員は、入会后1年を経過した後は、原則としていつでも退会の申し入れをすることができるものとしますが、その際の退会日は退会申し入れ日から1か月経過した日が属する月の末日とします。退会申し入れは登録施設又は受入施設で行うことができます。なお、会員からの退会申し入れがなかった場合は、第17条による本契約解除の場合を除き、本契約は自動継続されます。
2. 会員登録日から1年以内の退会の場合、当社所定の解約金（12ヵ月分の月会費から支払い済みの月会費を控除して算出した額）及びこれに課される消費税等を加算した額を当社が指定する方法に従いお支払いいただきます。ただし、当該退会の事由が、やむを得ない事情によるものと当社が判断をした場合には、この限りではありません。

#### 第16条（会員資格の一時停止）

1. 会員が、月会費等の支払遅延、その他本規約又は利用規程に違反した場合、当社は当該問題事由が解消されるまでの間、一時的に会員に対する本クラブの提供を停止することができるものとします。この場合、当

社は、本クラブの提供停止により会員に生じた不利益について一切の責任を負いません。

#### 第17条 (解除)

1. 当社は、会員が次の事由の一つにでも該当したときは、本契約を直ちに解除できるものとします。解除後は、会員は本クラブにもとづく一切の本サービスを受けられません。また、当社は本契約解除に伴い、第15条第2項に定める解約金、未払いの月会費等の代金及びかかる支払いに関する手数料等を会員に直ちに請求でき、会員はこの支払いを免れることができません。
  - ① 月会費の支払遅延、規約違反等につき、当社の催告をうけてもその是正に応じないとき
  - ② クレジットカードの無効等により、クレジットカード会社から月会費の入金が無かったとき
  - ③ 破産の申立てをしたとき、又はされたとき
  - ④ 別掲「個人情報の利用等に関する同意事項」第6条に定める個人情報の取り扱いについて承諾できないとき
  - ⑤ 会員が反社会的勢力に該当すると判明したとき及び会員が反社会的勢力と関係を有すると判明したとき
  - ⑥ その他、会員として適当ではないと当社が判断したとき
2. 会員が次の事由に該当したときは、当社の判断により本契約を解除できます。
  - ① 一定期間以上、本クラブの提供を受けておらず、且つ住所不明となり当社からの通知（書簡、電話等）が会員に到達しないとき
  - ② その他、前号に準ずる状況が生じたとき

#### 第18条 (本クラブの変更)

1. 当社は、会員への事前通知を行わずに本クラブの内容を変更することがあります。この変更については、当社が合理的と判断する手段を通じて発表するものとします。

#### 第19条 (本クラブ提供の一時的な停止)

1. 当社は、下記に該当する場合に、会員に事前に通知することなく一時的に本クラブの提供を停止することができるものとします。また、当社は次の事由により本クラブの提供が停止した場合、これに起因する会員又は第三者が被った損害について一切の責任を負いません。但し、停止期間中の月会費請求は行わないものとします。
  - ① 天変地変により本クラブの提供が困難となった場合
  - ② 戦争、暴動、騒乱、疾病の流行その他不測の事態により本クラブの提供が困難となった場合
  - ③ その他、当社が本クラブの一時的な中断を必要と判断した場合

#### 第20条 (本クラブの中止)

1. 当社は、業務上の都合により、会員に対して提供している本クラブの全部または一部を中止することができるものとします。
2. 当社は、前項において定める本クラブの中止を行う場合には、第22条に定める方法に則り、会員に通知いたします。
3. 当社は、本クラブの中止により会員又は第三者が被った損害について一切の責任を負いません。

#### 第21条 (損害賠償)

1. 会員は、本クラブの利用にあたり、当社又は第三者に対して損害を与えた場合（会員が本規約等上の義務を履行しないことにより第三者又は当社が損害を被った場合を含みます。）には、自己の責任と費用をもって当該損害を賠償するものとします。
2. 本クラブの利用に関連して会員が被った損害につき、当社の責めに帰すべき事由により当社が責任を負う場合は、会員に現実に発生した直接かつ通常の損害に限り賠償する責任を負うものとし、特別な事情から生じた損害については責任を負いません。
3. 前項に基づき当社が賠償責任を負う場合であっても、金銭的賠償に代えて本クラブ内での補償その他の措置を

とることができます。

## **第 22 条（規約の変更）**

1. 当社は、10 日以上の予告期間を設け、当社ホームページにおいて変更後の本規約の内容を会員に周知することにより、いつでも本規約の内容を変更することができるものとし、当該予告期間経過後は、変更後の本規約の内容が適用されるものとします。

## **第 23 条（準拠法および管轄裁判所）**

1. 本規約の準拠法は日本法とします。
2. 当社が提供する本クラブに関連して、会員と当社の間で紛争が生じた場合は、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

条文以上